

### 第33回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和6年3月26日(月)午後4時00分～午後4時50分

2 開催場所 原城オアシスセンター2階多目的ホール

3 出席委員

(農業委員)

1 番 太田香代子	2 番 廣瀬博一	3 番 伊崎美代子	4 番 木下勝徳
5 番 小川一英	6 番 植木健太郎	7 番 楠田耕三	8 番 平 光正
10 番 本多利任	11 番 山下勝也	12 番 山崎伸吾	13 番 寺田健蔵
14 番 水田 勇	16 番 金子初夫	17 番 馬場正国	

会長 中川繁憲

(農地利用最適化推進委員)

21 番 野原重光	23 番 田中八郎	24 番 本多正敬	25 番 増田孝徳
26 番 北岡新市	27 番 内田一郎	28 番 末吉秀明	30 番 中村康弘
31 番 石橋浩昭	32 番 石橋浩昭	33 番 山口俊一	34 番 松尾和昭
35 番 寺田俊秀	36 番 末續公德	37 番 原田久也	38 番 岡田裕弥
39 番 浅田修弘	40 番 柴内成世	41 番 三宅東英	43 番 宮崎 努
44 番 山本敏晴	45 番 宮崎陽一	46 番 相良栄一郎	47 番 本田勝彦
48 番 飛永敏博			

4 欠席委員

(農業委員)

9 番 中野裕二 15 番 中村修治

(農地利用最適化推進委員)

19 番 吉岡長久 20 番 田中芳邦 22 番 中山秀樹 29 番 神崎好史  
42 番 本多晋介

5 議事録署名委員 12 番 山崎伸吾 13 番 寺田健蔵

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 本多 守 円口智仁 山口朋子

[ 日 程 ]

議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第141号 農用地利用集積計画の決定について

議案第142号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

議案第143号 令和6年度の最適化活動の目標の設定等(案)について

- そ の 他
- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
  - ・使用貸借を解約した旨の通知について
  - ・農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約について

事務局（〇〇） 定刻になりましたので、ただいまから第33回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、9番中野委員、15番中村委員、19番吉岡委員、20番田中委員、22番中山委員、29番神崎委員、42番本多委員のほうから欠席届があっております。農業委員が2名と推進委員5名から欠席の届出があっております。また、少し遅れるということで7番楠田委員、39番浅田委員から連絡があっているところです。出席農業委員数は15名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いたします。

議 長 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、第33回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、皆様もご承知のとおり、農地の下限面積要件が廃止になって以降、市議会において、度々農業委員会への一般質問があっております。農地法に関わる案件や農業委員、農地利用最適化推進委員の役割に関する案件、また、農業者年金制度に関する案件まで行われているところです。これらを通じて、農業委員会の業務などについて市民の方からも注目されるものと思っております。いま一度、私たちの職責を再認識して、農業委員会総体として業務に努めてまいりましょう。

また、皆様ご承知のとおり、人事異動等につきましてこの後報告をさせていただきますが、今回、本多班長が建設部都市計画課住宅班へ異動されるようになりました。本多班長とは6年間、今日まで業務に頑張っていたことに対して改めて感謝申し上げます。異動されましても新しい部署でのご健闘をお祈りいたします。

事務局長から、農業委員18名中出席委員は現在15名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に12番山崎委員、13番寺田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） どうも皆さん、お疲れさまでございます。

私のほうから、議案第139号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。2ページをお願いします。座って説明します。

今月は、遺贈が1件、766平米、売買が3件、合計の4,657平米、贈与が1件の485平米となっております。

それでは、案件について読み上げていきます。

（議案第139号 番号1～5を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作

を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全ての許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 それでは、番号1については深江の案件であります、深江の委員さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 2番は布津町の案件ですが、布津の委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

(「問題ありません」との声)

議長 3番は当初の所在地が有家ですけれども、有家の委員さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「問題ないと思います」との声)

議長 4番は土地が南有馬の案件ですが、南有馬の委員さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 5番は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さんいかがでしょうか。よろしいですか。

(「問題ありません」との声)

議長 皆さんからほかに何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について** を議題といたします。

番号1及び2は関連でありますので、一括して事務局より説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第140号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、5ページをご覧ください。

5ページにつきましては、まず、番号1、北有馬町の〇〇さんから北有馬町の〇〇さんへ、南有馬町〇〇、地目が田、面積が517平米となっております。転用の目的は資材置場用地、申請地を譲り受けて資材置場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては、交換となっております。時期につきましては許可日、期間は永年となっております。

次の6ページをご覧ください。

6ページにつきましては、番号2、北有馬町の〇〇さんから南有馬町の株式会社〇〇さんへ、南有馬町〇〇番〇、地目、田、地積は1,228平米となっております。こちらも転用の目的につきましては、資材置場用地となっております。申請地を譲り受けて資材置場として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可日、期間は永年となっております。

本案件の農地区分につきましては、いずれの案件もおおむね300m以内に市役所であります〇〇庁舎がありますので、第3種農地と思われます。

まず、番号1のほうにつきましては、資材置場が517平米ということで、番号2のほう資材用地1,228平米となっております。こちらにつきましては、図面ですと最低1.57m、最大2.91mの盛土をして整備し、土留め工事を行い、のり面保護をして土砂の流出を防ぎま

す。転落防止のため、高さ1mのフェンスを設置する予定となっております。雨水につきましては、敷地内に勾配をつけて、新設されるため柵を經由し、水路のほうへ放流予定となっております。なお、汚水、雑排水については、発生いたしません。資金につきましては、それぞれ自己資金で賄われております。

今回につきましては、同じ整備をするということで、番号1につきましては、事業の見積りから算出して2割を個人のほうで負担、8割のほうを番号2の〇〇さんのほうが支払いをされるということでございます。

なお、こちらにつきましては、事前に県のほうに確認をして、こういった形の2件の転用申請ということで出してくださいという確認は受けております。以上でございます。

議長 それでは、番号1及び番号2の案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。3月22日朝10時、〇〇委員、〇〇推進委員と私、事務局3名、計6名で現地を見てまいりました。場所につきましては、先ほど説明がありましたとおり、〇〇支所の県道を挟んだ斜め前になるところです。

ここはかなり今低いんですけども、ここを1.57m、特に県道沿いの歩道沿いは2mほど盛土をして、そしてそこを資材置場にするということでありましたけれども、今、ちょっとカラーの地図がありますけれども、一番下の5条の2というところがありますけれども、この地図等を見ていますと、その手前に一番広い、ちょっとひし形といいますか、ちょっと形の違った田んぼが、ここだけが残るような形になるんです。そして、1.5m埋め上げるとここがくぼ地になってしまうので、この排水はどうするかということで、私たちもそこが一応心配でありましたけれども、今の一番右下の地図にありますけれども、青い矢印がありますけれども、ここが石垣が、住宅を造るときに引かせてここに水路がそのままできるように50センチほどの水路を、ここは大体、この全部の田が上のほうからずっと用水から次の段々に移行する田でありまして、青線はありません。ですから、ここで家の、今現在もそうですけれども、この青い矢印のところ、ここを水路にして、この2枚の埋めた後の下のほうに4枚ほどずっとあるんですけども、これも同じ処理をしてあるのは田んぼで。

ですから、ここに行くようにもうちゃんと既に現在も用水路、水路という形で現在利用をされておりますので、もうこの田んぼにつきましては、全然あと問題も、用水、排水についても問題はなく、今までどおり、従来どおりできるということでもあります。

それと、1.57m盛土をしますと、やっぱり陰をどうする、陰ってしまうんじゃないかということでちょっと心配したんですけども、今、この地図にもありますとおり、3m引かせて、そしてのり面をなだらかなスロープにして、そしてするということで、両側に建物を建てる計画はなくて、今、資材置場としてするので、何らここを作業場にしてでも、周りの今現在ある農地についても何ら問題ないと伺いました。

また、資材置場につきましても、砂利を敷いて今までどおり自然浸透という形で、しかも少しなだらかな勾配をつけて排水もするけれども、コンクリートはしないで砂利ですので自然浸透という形で、今の状態と何ら変わらないということで、排水、用水、また今の日影についても何ら問題ないと伺いました。

それで、隣接の土地の所有者の方にきちっとお話をしてくださいということでありましたけれども、やっぱり心配されたその農地の方が建物を建ててもらったらやっぱり困るということで、そのことを心配されたそうですけれども、建物は建てる計画はないということで、現在はここを埋めあげられて、そして、用水、排水は今までどおりのあれができるということで説明してきた

ということでありますので、何ら問題ないと見てまいりました。皆さんのご審議をよろしく願います。

議長 周辺の農地への田んぼ、用排水は確保されているということですね。

現地調査員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明どおり、特に排水、用水、日照について見てまいりましたがけれども、説明されたとおりに問題ないと判断しましたので、皆さんのご審議よろしく願います。

議長 それでは、番号1から審議いたします。

番号1について何かご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員どうぞ。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。1と2と当然関連はあるんですけども、まず、一体利用ということですので、これは2番目の分については法人のほうで利用するとありますけれども、一体利用であれば同じ人の転用計画が必要じゃないかなということと、1番目の分については交換になっておりますけれども、農地の交換、要するに農地と農地の交換とか宅地と宅地の交換とかはあり得ますけれども、転用を伴う交換というのがちょっと特殊事例で私も初めて見ますけれども、交換の場合特例が効くんですけども、それはもうどの用途に、お互いの元の用途の使用でないと交換の特例が効かないと思います。

そして、その特例を使わないとしても、これは税務署の贈与税の所得税の問題なんだろうけれども、特例を使わないということになれば、お互いに交換ということは所得税の問題になってくるから、売買という目的になってしまうんじゃないかなと。

だから、この交換という部分について、特殊事例ではありますけれども、ちょっと私も初めて見たもんですから、ちょっと確認の意味でお尋ねします。この交換というのは、農地と農地の交換ですか、それとも、農地と宅地の交換なんだろうかと。その辺もちょっと併せて質問いたします。

議長 交換についてですけれども、事務局、説明よろしいですか。

事務局(〇〇) まず、番号1と番号2の転用申請につきましては、先ほど〇〇委員さんからもありましたけれども、私たちも、事務局としても一体の申請じゃないかということで県のほうに申請書等を事前に送らせていただいて確認をしたところ、県のほうではこの場合はそれぞれの計画ということで申請を上げて構わないということであります。

あと、なぜ分けてあるかということにつきましては、実はこちらにつきましては、それぞれの土地につきましてはですけども、実はもう登記のほうで仮登記がなされています。実際、交換という土地につきましては、事前に農地法第3条で令和3年3月の総会にかかっていますけれども、交換という、〇〇さんから〇〇さんのほうに農地の所有権が移っている案件がもう既にあっております。実際それも登記はもう完了しております。

で、今回のこちらにつきましては、税法上のことはちょっと私も詳しくはないんですけども、そのときの交換の許可の中で、また事前に、今回この場合につきましては農振法の用途、農用地区域の除外等の手続にちょっと時間がかかりまして、実際との交換の時期がずれてしまったというのがあります。ですので、ちょっとそこら辺があるのかなと思っておりますが、仮登記のときの取得要件としては農地法第5条の許可を得ることということで、一応仮登記の登記のほうはされております。

ちょっとすみませんけれども、その交換との農地については、すみません、私らもちょっと

調べていないですね。すみませんけれども。

議長 今の事務局の説明でいかがですか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。ですから、いずれにしても交換というのは、対価を大体同じとして、農地だったら同じぐらいの面積とか、あるいは分筆とかして同じぐらいの面積にしたりはするんですけども、それでもちょっと賄えない場合は金銭的対価というものが当然出てくるとは思うんですが、いずれの先取にしても所得税の税法上の問題であると、使うかどうかについては。

ですから、そういった部分で言うと、交換前の用途と同じ状態にしないと要件が使えないと思うんですよ。仮にその特例を使わないとしても、実質的には譲渡益の問題、所得税の問題になってきますので、交換じゃなくて売買にしておかないと。どうなのかな。逆にその辺が、私も農地を交換で転用するというのを初めて見たもんですから、ちょっと不可解かなと思って質問している状態です。ちょっと私も交換という分について十分詳しくはありませんけれども、ちょっと何か煮え切らないみたいな気がして質問しております。本当に交換でいいのかなと思うんですよ、実は。

議長 事務局、どうですか。効果についての説明をお願いします。

事務局(〇〇) 〇〇班の〇〇です。交換といいますのは、基本的には等価、同じ価値ということでの交換が考えられます。今回の案件につきましては、実際は〇〇さんから譲られた後の面積のほうが多いです。で、要は交換の評価につきましては、農地とする評価と農地を農地以外のものにした場合の算定があります。そこの差が出てくれば今度は譲渡益という形になって、税法上のその譲渡益の部分は税金がかかってくると。ただ、その価値が同等であるかどうかの判断はそういった見込み値、見込み評価というのが発生しますので、そこについては税法上の関係になってきますので、評価額がちょっとはつきりしない段階です。で、何とも言えないですけども、そういった算定になります。ですので、交換自体は文言は問題ないと思っています。

議長 〇〇番〇〇委員いかがでしょうか。

〇〇番〇〇委員 すみません。何度も。〇〇番〇〇です。

ですから、税務上の特例を使うということになると、交換前の用途にしないと多分特例が効かないと思うんですよ。その辺は申請者あるいは残り確認という分も当然大事でしょうけれども、そういう交換という部分を踏まえた上で県のほうと協議してあったんだということでもいいんでしょうか。

議長 事務局、よろしいですか。

事務局(〇〇) 一応こちらの申請書につきましては、事前に申請書の写しを県のほうに送らせていただきまして、こちら1番、2番両方とも申請書と、あと登記に関する全部事項証明書を含めて、実際なぜこういうふうに分けるのかということ、そのときに仮登記が入っていると、片方は交換です、片方は売買ですというお話も事前に県に確認して、これで今回この申請でいいということは一応判断をいただいているということですね。

〇〇番〇〇委員 すみません。ちょっともう一点だけ。

議長 〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。その回答というのは権利者は個人ですか、それとも法人ですか。

事務局(〇〇) 仮登記につきましては、1番、2番それぞれに入っていて、例えば1番のほうにつきましては、仮登記が個人で入っていると。もう一つのほうの番号2のほうについては法人のほうで仮登記が入っているということですね。

〇〇番〇〇委員 すみません。請求権は大丈夫ですか。所有権移転請求権のほうはいかがですかね。

事務局（〇〇）　そうですね。そのときに仮登記を入れて理論検討して農地法第5条の許可を得ることという条件が入っています。

〇〇番〇〇委員　そういったことを踏まえて県のほうで協議したのであれば、もうそれ以上言いませんけれども、ちょっと特殊な事例で、農地と農地以外の分の交換という部分について、転用を伴う分については私も初めて見たものですから、ちょっとくどいようでしたけれども質問させていただきました。ありがとうございました。

議　長　〇〇番〇〇委員、これでよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

議　長　ほかに1番に関しての質問等ありませんか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認め、よって、番号1は許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について審議いたします。

番号2について何かご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」との声）

議　長　ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議　長　異議なしと認め、よって、番号2は許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第141号 農用地利用集積計画の決定について**を議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事務局（〇〇）　それでは、議案第141号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

7ページをお願いします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権と使用貸借権につきましては、今月はありませんでした。所有権移転が売買7件、7,771平米と道路が3件、2,001.08平米の計10件の9,772.08平米となっております。中間管理事業（一括方式分）につきましては、新規のみ、賃貸借権が12件の6万5,858平米、使用貸借権が6件の5,085平米の合計18件の7万943平米となっております。

それでは、個別な案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については、朗読を割愛させていただきます。

（議案第141号 所有権移転 番号1から10を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしていると思われれます。以上でございます。

議　長　次の8ページ、9ページはもう一括方式でありますので朗読割愛ということですね。

ただいまの説明に対してご意見、ご質問を伺うところでありますが、7ページ番号3、番号4は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いて、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいですかね。

（「はい」との声）

議　長　では、次に、番号3及び4について審議いたします。

農業委員会に関する法律第31条の規定による除斥の必要がありますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員退席 ————

議長 番号3についてご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、支障がない旨を回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障のない旨を回答いたします。

次に、番号4についてご意見、ご質問等ありませんか。ご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 支障がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、支障なしの旨を回答いたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

———— 〇〇番〇〇委員入席 ————

議長 ご意見がありませんので、議案第141号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、議案第141号 農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第142号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について** を議題といたします。事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第142号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明いたします。

11ページをお願いします。

番号1、申出人が北有馬町の〇〇さん、農地が布津町〇〇番、地目、畑、面積は1,615平米となっております。権利の内容につきましては賃借権、利用内容は畑ということですね。期間は3年9か月となっております。

本案件につきましては、今現在中間保有になっている農地につきまして、利用促進計画に該当させるために要請が必要ということでもありますので今回あげております。以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。

ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ貸借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、貸借の要請を行います。

次に、**議案第143号 令和6年度の最適化活動の目標の設定等(案)について** を議題として、事務局に説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、資料の12ページから一応14ページが議題になりますが、私のほうから目標数値のみの確認ということで説明をさせていただきたいと思います。

資料の13ページをご覧ください。

6年度の新規の農地の集積面積の目標なんですけど、120ha、ちょっと大きいですけども、これは計算上そういう数値になってしまいます。荒廃農地のほうで有機農地の解消になりますが、下のほうの2の目標のイになります。新規発生遊休農地の解消、これが昨年度農地パトロールをしていただいた結果、前年度が耕作中で今回調査で緑というふうな判定になった農地が26haありまして、それを5年間で解消するというので、おおむね5haということで5haをあげております。

次は14ページをご覧ください。

新規参入の促進に当たる目標ですが、これにつきましては、農地を誰にでも貸してもいいよという意向があるかどうかの把握の面積になります。実際に農地の権利移転を伴う面積ではありませんので、ちょっとご注意ください。

面積が10.8ha、中段になりますが、最適化の日数、これについては、昨年までは7日ということであげさせていただいております。実際、国のほうは10日間を標準としております。うちのほうも大分活動報告ほうで大分記帳のほうで、記載していただく量が増えてきていますので、今回、6年度からちょっと1日増やす形であげております。この8日につきましては、毎月出していただいております活動記録の1枚目を全て記載していただければ8日をクリアということになりますので、今後とも引き続き記載のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

(2)で、強化月間といたしましては、毎年行っております農地パトロールを8月、9月で把握、遊休農地の意向把握については2月ということで予定をしております。

一番最後に、3番の新規参入相談会、新規就農を希望される方への面談等を含めたところで1回ということで、活動目標ということでさせていただいております。よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ありませんか。〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 今説明がありました2番の最適化の分なんですけど、毎月活動報告を出しておりますが、〇〇君にもちょっと話したことがあるんですけど、私の場合は有ったときと無いときがあります。ですから、無いときは私は書いていません。ですから、どうにかその辺を回ってどうこうって言われてもなかなか、ちゃんとしたことを書かんば気が済みませんので、一応私はそういうふうにしておりますがよろしいでしょうか。

議長 活動日誌について、7日間を目標にしておりましたが、今度は、6年度は8日ということであって、これは活動記録を是非それだけは国のほうからしなさいということになっておりますので、ぜひ1日1件、それを目標として活動してもらおう。しなくちゃならないということでもありますので、小さなことでも周辺を回って農地を確認するだけでも、それでも活動の一環でありますので、そういうのも記載していただければ、1回周れば1日、そしてまたほかの日にほかの地域を、圃場に行くときに違う箇所を周られたらまたそれも1日と記載していいということになっておりますので、そういうことでぜひ、あまり大したことじゃないかなと思われるかもしれませんが、これもこの活動の一環でありますので記載していただければと思いますけれども。

事務局から何かこれ、補足ありますか。よろしくお願ひします。

事務局(〇〇) 実際活動に結びついているのかということがあるかと思ひます。逆に言えば、普通に耕作中に隣の農地の方と世間話をしまして、あそこの土地の空いとつとよねと、これも1日です。1回です。そういう相談が情報収集をしたという考え方で。

ですので、例えば何かの会議に行ってからそういった農業の話をして、それがただ後継者が出てきたとよねとか、そういった情報収集も一つの情報活動になりますので、そういったのを記載していただきたいと。実際そういったのがないと、国のほうとしましては、もうあくまでもその

日数でしか見ないもんですから、実際活動していないじゃないかという判断になってしまいます。実際そういったことも活動の一環になりますので、ちょっとあれなんですけれども、小まめに記載していただければと思っております。

議長 事務局のそういう補足説明でありましたけれども、過度にあんまり堅苦しく考えなくても、そういう農業のことをちょっと近所の人とも話したりとか、そういうのも記載していただければ1日1つの目標ができるのかと思いますけれども。

皆さん、今ちょっと私も事務局に聞いたんですけれども、平均して7日っていないということですよ。だから、恐らくみんな活動はされているんですけれども、そういうことを記載されていないことが多くて目標に達成していないんじゃないかと思えます。6年度は8日が目標ですので、そういうことをやれば表いっぱい項目は全て埋まるんじゃないかと思っておりますので、なるだけそういうことを、大したことじゃないかもしれないけれども、それは活動をやっているということになりますので、ぜひ埋めていただきたいと思っておりますけれども。

この件に関して、活動日誌に関して皆さんから何か、こういうことはどうですかというご質問等はありませんか。

こがんことも書かなんとじゃろかいというような、そういうことがあればぜひ聞かせていただければ、皆さんもそれに関して活動が増える、記載が増えるんじゃないかと思っておりますけれども。よろしいですかね。皆さんから何かこの件に関してご意見があればと思っておりますけれども。よろしいですか。なるだけ記載していただけるようにお願いします。

ほかにご意見ありませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議ないようですので、令和6年度の最適化活動の目標の設定等(案)については、原案どおり決定いたします。目標達成に向けて、取組をよろしく願いいたします。

それでは、次に、15ページ、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

16ページ、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、これもご覧ください。

17ページ、**農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定による解約**についてでございますので、これもご覧ください。

以上をもちまして、議事を終了いたします。